

健康保険「任意継続」制度をご存じですか？

協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の加入者であった方が退職などで資格喪失される場合、以下の2つの要件のもと、健康保険を2年間継続することができます。

任意継続できる要件

- 1 資格喪失日の前日（退職日など）までに、被保険者としての加入期間が継続して2か月以上あること。
- 2 資格喪失日（退職日などの翌日）から20日以内（20日目が土日祝祭日の場合は翌営業日まで）に申出書を提出すること（※郵送での提出の場合は20日以内に必着）。

※納付期限までに保険料を納付しなかった場合は（保険の）資格を喪失しますのでご注意ください。

手続きの方法

- 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」にもれなく記入し、提出期限にご注意のうえ、提出してください。
- 被扶養者がいらっしゃる場合は、申出書に加え、被扶養者の収入額などについて確認が取れる書類（所得証明書、住民票謄本など）の添付が必要な場合があります。

※原則として、資格喪失日（退職日の翌日）から21日以上経過した場合、申請できませんのでご注意ください。

他詳しくは、協会けんぽ（全国健康保険協会）へお問い合わせください。

■問い合わせ先

協会けんぽ（全国健康保険協会）熊本支部
TEL096-340-1262

省エネ・節電にご協力を！

冬季は、暖房の使用などにより、夏季とともに電力の使用量が大きくなる季節です。

今冬、九州電力管内では、電力不足が懸念されています。電力供給不足による停電の発生を回避するため、ライフラインの機能維持や生産活動などに支障が生じない範囲で、**使用最大電力の5%以上の節電**が求められています。

これまでも皆さまには省エネ・節電に取り組んでいただいているところですが、今一度ご家庭・職場などでの利用状況を見直し、より一層の省エネ・節電にご協力をお願いします。

節電期間

数値目標なしの節電

12月1日（木）～18日（日）
平成24年2月4日（土）～3月30日（金）
の平日（午前8時～午後9時）

前年同月の使用最大電力に対して5%以上の節電

12月19日（月）～平成24年2月3日（金）
の平日（12月29日～1月4日を除く）

〔事業者の皆さまへ〕

照明・エアコンで節電、ウォームビズスタイルを徹底したり、就業形態の見直しをしたりして、各事業所、店舗、工場などにおける可能な節電対策をお願いします。

〔町民の皆様へ〕

家庭の中で特に電気消費量が多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビの4つです。電気需要が増す冬は、これらをはじめとする家電製品を上手に使うことで効果的に節電することができます。

今すぐできる！ 節電対策めにゅー



1. 不要な照明の消灯など、不要な電気の使用を止める。
2. エアコン、テレビなどの家電製品を「省エネモード設定」にする。また、未使用時にはプラグをコンセントから抜く。
3. 冷蔵庫には物を詰め込みすぎない。
4. 着衣などを工夫し、エアコンなどの温度設定を緩和する。
5. 電気ポット、炊飯器の長時間の保温は避ける。